

今別町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
22年度	3,402人	2,620,074 千円	189,702 千円	584,536 千円	22.4

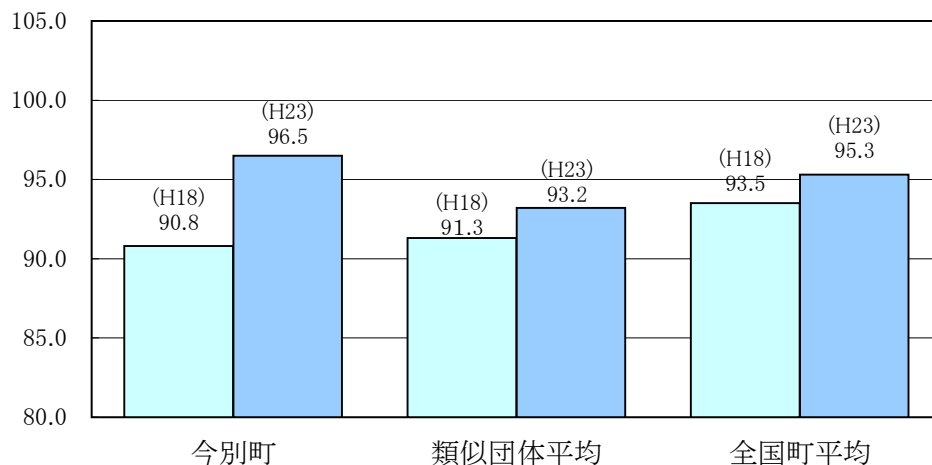
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	58人	252,117 千円	16,702 千円	97,845 千円	366,664 千円	6,322 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (23年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
今別町	51.3 歳	367,900 円	383,755 円
青森県	43.8 歳	343,100 円	414,729 円
国	42.3 歳	327,205 円	397,723 円

②技能労務職

区 分	公 務 員		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
今別町	55.8 歳	364,100 円	367,967 円
	歳	円	円
	歳	円	円
	歳	円	円
青森県	47.3 歳	310,200 円	347,827 円
国	49.5 歳	283,862 円	321,662 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (23年4月1日現在)

区 分		今別町	青森県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,200 円	-
	中学卒	125,400 円	-	-
教育職	大学卒	円	円	-
	高校卒	円	円	-
医療職	大学卒	円	円	-
	高校卒	円	円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (23年4月1日現在)

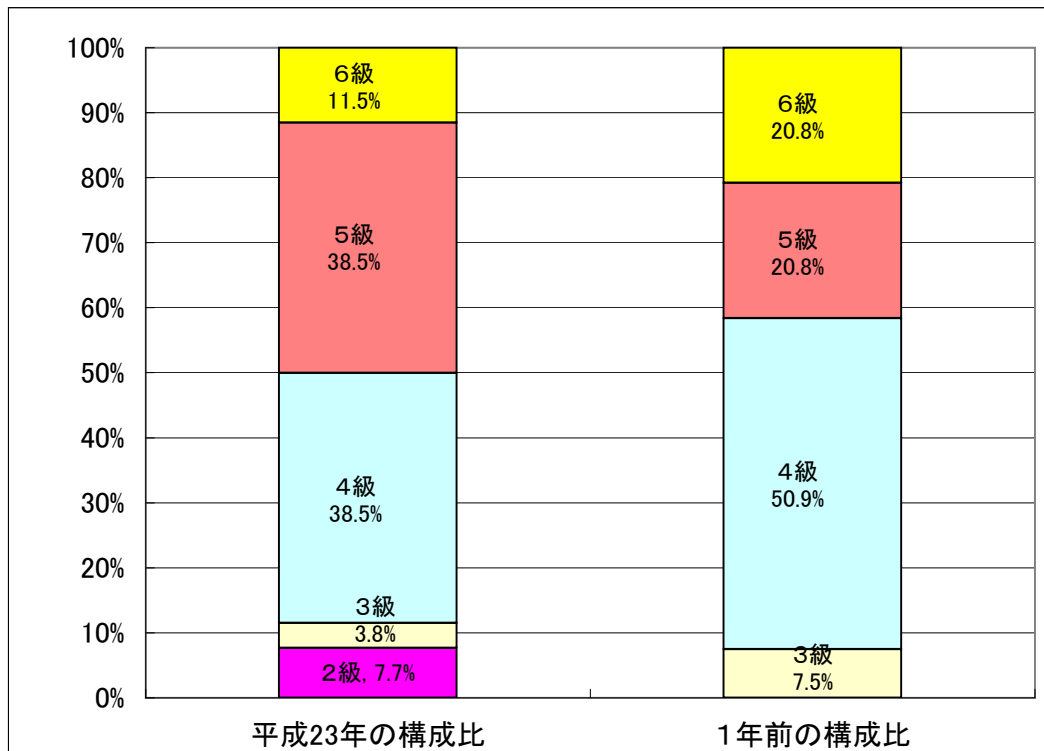
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	293,600 円	円	円
	高校卒	円	円	円
技能労務職	高校卒	円	円	円
	中学卒	円	円	円
教育職	大学卒	円	円	円
	高校卒	円	円	円
医療職	大学卒	円	円	円
	高校卒	円	円	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定型的な業務を行う主事の職務	0 人	0.0%
2 級	高度の知識、経験を必要とする業務を行う主事の職務	4 人	8.0%
3 級	主任の職務	2 人	4.0%
4 級	総括主幹、主幹の職務	19 人	40.0%
5 級	事務局長、次長の職務 困難な業務を所掌する総括主幹、主幹の職務	20 人	38.0%
6 級	参事、課長、出納室長の職務 特に困難な業務を所掌する次長の職務	5 人	10.0%

- (注) 1 給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務評定未実施のため、昇給区分による差は設けていない。

--

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

今 別 町	青 森 県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,608 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,622 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

1. 勤務成績の評定の実施状況

能力・業績に基づく「人事評価制度」の導入の検討を進めています。

2. 勤勉手当の勤務成績の反映状況

現在、勤務状況による若干の差を設けていますが、今後人事評価システムの導入により、適切な評価が可能になり次第実施に向け検討を進めていきます。

(2) 退職手当 (23年4月1日現在)

今 別 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2~20%加算 (退職時特別昇給 なし 1人当たり平均支給額 0 千円 26,740 千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2~20%加算

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)			千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)				千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)				円
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)				%
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	649 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	15 千円
支給実績(21年度決算)	237 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	26 千円

(6) その他の手当 (23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 1人目 偶者なし 11,000円 配偶者あり 6,500円 2人目以降 6,500円 ・16歳の年度初めから22歳の年度末までの子加算 5,000円	同		8,723 千円	223,667 円
住居手当	借家1,000円～27,000円	異	国 持ち家5年間 2,500円	1,154 千円	230,800 円
通勤手当	交通機関利用者4,400円～50,000円 交通用具利用者1,000円～11,000円	異	国 交通用具利用者 2,000円～24,500円	1,165 千円	46,600 円
管理職手当	なし	異		千円	円
休日勤務手当	なし	異		千円	円
産業教育手当	なし			千円	円
寒冷地手当	扶養親族1～2人以上 17,800円 扶養親族なし 10,200円 その他職員 7,360円	同		4,136	62,667

5 特別職の報酬等の状況(23年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等
給 料	町 長	575,000 円	()	(参考)類似団体における最高/最低額		
	副 町 長	750,000 円		750,000 円 / 365,000 円		
	会 計 管 理 者	415,800 円		635,000 円 / 435,600 円		
		596,000 円		円 / 円		
報 酬	議 長	404,060 円	()	310,000 円 / 140,000 円		
	副 議 長	454,000 円		250,000 円 / 115,000 円		
	議 員	178,000 円		233,000 円 / 100,000 円		
		263,000 円				
期 末 手 当	町 長	(22年度支給割合)		2.95 月分		
	副 町 長					
	会 計 管 理 者					
	議 長	(22年度支給割合)		2.95 月分		
退 職 手 当	議 員					
	副 議 長					
	議 員					
	備 考					
退 職 手 当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 町 長	月額×月数×44.5/100		12,282,000 円	任期满了毎	
	会 計 管 理 者	月額×月数×26.5/100		6,296,400 円	"	
	備 考					

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

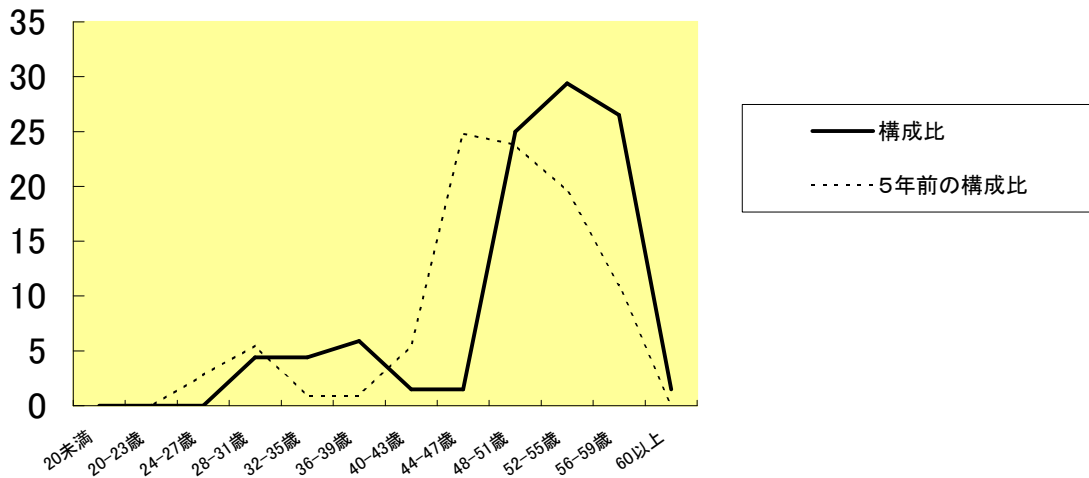
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成22年	平成23年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	1	1	0	業務精査による
		総務	21	22	1	
		税務	3	3	0	
		労働			0	
		農林水産	8	6	△2	
		商工	3	3	0	
		土木	4	4	0	
民生	6	6	0			
衛生	5	5	0			
	小 計	51	50	△1		
	教育部門	12	8	△4	退職不補充、業務精査による	
	消防部門					
	小 計	12	8	△4		
公 営 企 業 計 等 部 門		病院	3	3	0	業務精査による 退職不補充
		水道	3	2	△1	
		その他	7	6	△1	
		小 計	13	11	△2	
合 計		76	69	△7		
		[98]	[98]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
職員数	0人	0人	0人	3人	3人	4人	1人	1人	17人	20人	18人	1人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成22年4月1日～平成27年4月1日における定員管理の数値目標

平成22年4月1日職員数	平成27年4月1日職員数	純減数	純減率
76人	57人	19人	25.0%

(参考) 集中改革プランにおける定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成22年4月1日	平成27年4月1日	62

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

区分 部門		21年	22年	23年	24年	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)	過去5年間 増減数(率)
		職員数	54	51	50	48	47	45	
一般行政	増減		△3	△1	△2	△1	△2	△3	
教育	職員数	13	12	8	6	5	5	5	△7(△58.3%)
	増減		△1	△4	△2	△1	0	0	
消防	職員数	0	0	0	0	0	0	0	0
	増減		0	0	0	0	0	0	
公営企業 等会計	職員数	15	13	11	11	11	11	10	△3(△23.1%)
	増減		△2	△2	0	0	0	△1	
計	職員数	82	76	69	65	63	61	57	△19(△25.0)
	増減		△6	△7	△4	△2	△2	△4	

- (注) 1 計画期間は、22年～26年の5年間である。
 2 ()内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

技能労務職等の給与等の見直しに向けた取組指針

平成19年7月6日付け総行給第61号及び総財公第97号総務省自治行政局公務員部長及び総務省大臣官房審議官（公営企業担当）通知「技能労務職員等の給与等の総合的な点検実施」を踏まえ、当町の取組方針を次のとおり策定しました。

1. 基本的な考え方

技能労務職員の給与等については、地域の民間給与と比較しながら、その制度・運用等の適正化を図る。また、技能労務職員については、原則として退職不補充とすることとし、民間委託の推進を行い、総人件費の抑制を図る。

2. 具体的な取組み内容

(1) 給与表

技能労務職の給与表の構成は、次のとおりである。

給料表の構成		
1級	1～13号	国の行政職俸給表（二）1級1号給～13号給を準用
	14～16号	国の行政職俸給表（二）1級13号給と行政職給料表1級1号の間差を等分割
	17～109号	行政職給料表1級1号給～93号給を準用
2級～4級	行政職給料表2級～4級を準用	

(2) 昇格・昇給

平成18年度から55歳昇給抑制を行なっているが、昇格・昇給の基準について、国の基準を参考に見直しを行なう。

(3) 諸手当

平成17年に特殊勤務手当を全廃し、現在はありません

3. その他

技能労務職員については原則として不補充としている。